

自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減

～三重県生活環境の保全に関する条例より～

自動車排出ガスを削減するために、全国的な法律として、自動車NOx・PM法がありますが、

自動車利用者



自動車販売者



駐車場管理者



それぞれに関して、三重県では、独自に条例を定め、各種の対策を行っています。

自動車排出ガスに関連する主な項目は以下の通りです。

三重県生活環境の保全に関する条例の中で、
第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減において、
第三節 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減として以下のように
規定されています。

自動車利用者については、

- 自動車使用の抑制に努める。
- 環境負荷の低減に配慮して整備と運転に努める。
- アイドリングストップを行う。
- 排出ガスの少ない自動車の購入と使用に努める。

自動車販売者については、

- 自動車販売時における大気環境への負荷に関する情報の提示・説明。

駐車場管理者については、

- 駐車場管理におけるアイドリングストップの徹底表示。

三重県生活環境の保全に関する条例

第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減

第三節 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減

(自動車等の使用抑制等)

第十一条 自動車等（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下この節において同じ。）を使用する者は、事業活動及び日常生活において自動車等の効率的な利用、公共交通機関への利用転換等により、自動車等の使用を抑制するように努めなければならない。

2 自動車等を使用する者は、自動車等を使用するに当たっては、その必要な整備及び適正な運転を行うことにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(自動車等の駐車時の原動機の停止)

第十二条 自動車等を運転する者は、自動車等の駐車（自動車等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止（人の乗降のための停止を除く。）をすること又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。ただし、緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(環境への負荷が少ない自動車等の購入等)

第十三条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない又は排出ガスの排出量が少ない自動車等その他の環境への負荷が少ない自動車等を購入し、又は使用するように努めなければならない。

(自動車等販売者の義務)

第十四条 自動車等の販売を業とする者（以下この条において「自動車等販売者」という。）は、自動車等を販売する事業所に、販売する自動車等の排出ガスその他の規則で定める環境に係る項目の情報（以下この条において「環境情報」という。）を記載した書面等（以下この条において「環境仕様書」という。）を備え置かなければならない。

2 自動車等販売者は、自動車等を購入しようとする者に、当該自動車等に係る環境仕様書を提示し、環境情報の説明を行わなければならない。

(駐車場管理者の義務)

第十五条 規則で定める規模以上の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。

三重県環境森林部地球温暖化対策室

〒514-8570 三重県津市広明町13 県庁8階

TEL : 059-224-2380 FAX : 059-229-1016

E-MAIL : earth@pref.mie.jp

「自動車排出ガス対策」ポータルサイト

<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/jidousyagas/>

